

掛川市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成25年11月15日

掛川市監査委員 横山 茂 明

掛川市監査委員 鈴木 正 治

(別紙)

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 掛川観光協会（設立：平成18年5月22日）
- 3 監査の期日 平成25年9月25日
- 4 監査の範囲 平成24年度補助事業
掛川観光振興事業補助金 17,835,000円
- 5 監査の主な着眼点
 - (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
 - (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
 - (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
 - (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
 - (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
 - (6) 前年度監査における指摘事項等が改善されているか。

6 監査の結果

[交付団体：掛川観光協会]

財政援助団体の会計事務処理を監査した結果、おおむね適正であると認められたが、前年度における指摘事項が改善されておらず、一部において次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 補助金として交付された 17,835,000 円を、それぞれ掛川・大東・大須賀の各支部へ交付金として支出されており、その補助対象に限定された事業に支出されているのか客観的に区分できないこと。
- (2) 補助金を更に交付金として支出している根拠及び各支部への配分基準が、明確でないこと。
- (3) 出納簿は適正に記入されていたが、一部に領収証等支出の裏付けとなる書類の不足が見受けられたこと。
- (4) 掛川観光協会及び各支部における一部経理事務等を、市の職員が行っていること。
- (5) 飲食に関しては、市の食糧費執行基準に定める経費を限度とし、さらに飲食者名を明確にするとともに、一部本人から負担金を徴収したいこと。
- (6) 掛川支部において、出納簿と収支決算書の支出の部の科目に相違があり、さらに支出伝票の記載誤りが多数見られたこと。
- (7) 大東支部において、領収書の一部がなかったこと。

以上を踏まえ、早急な改善を行い所管課との連絡を密にして、それぞれ手続に不備のないよう適正な事務執行に努められたい。

[所管課：商工観光課]

前年度における指摘事項が改善されておらず、交付事務、団体への指導等について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 補助率について、同要綱「第3(2)」で「補助の対象に掲げる経費とし、24,000千円を限度とする。」としているが、この「経費」において事業に直接的なものか否かの区分が不明確であり、交付要綱上の補助対象経費を明確にする必要があること。
- (2) 掛川観光協会及び各支部において、市の職員が行っている一部経理事務等の人件費分について、市の事務とするのであれば、補助対象経費から除外する等の対応を検討する必要があること。

以上を踏まえ、早急な改善を行い、交付団体に対する監督・指導を徹底し、補助の趣旨に沿う適正な事務執行に努められたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 掛川バスサービス株式会社（設立：昭和62年11月16日）
- 3 監査の期日 平成25年9月25日
- 4 監査の範囲 平成24年度補助事業
生活バス路線維持費補助金 91,366,500 円
- 5 監査の主な着眼点
 - (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
 - (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
 - (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
 - (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
 - (5) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
 - (6) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
 - (7) 前年度監査における指摘事項等が改善されているか。

6 監査の結果

[交付団体：掛川バスサービス株式会社]

財政援助団体の会計事務処理を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、前年度における指摘事項が改善されておらず、一部において次のとおり補助対象経費の算出が不適切であったもの、役員退職慰労金の取扱いについて給与規定等の再検討を要するものがあった。

- (1) 補助金交付申請書について、補助金等交付要綱に基づき申請がなされていたが、「補助対象期間における収支実績内訳書」の款項目等の勘定科目と総勘定元帳及び合計残高試算表等と該当する科目の金額に差異が生じていた。このことについては、関係課と協議を行った経緯はおおむね確認できたが、掛川市補助金等交付規則並びに掛川市自主運行バス等運行支援補助金交付要綱の規定に反し、不適切な事務処理であること。
- (2) 地域住民の交通手段を確保する事業として実績を上げ、補助効果は認められるが、事業開始当初に比べ輸送人数は減少傾向にあるので、補助効果の減退について考慮を要すること。

以上を踏まえ、団体においては所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じるとともに、所管課との連絡を密にして、それぞれ手続に不備のないよう適正な事務執行に努められたい。

[所管課：地域支援課]

前年度における指摘事項が改善されておらず、交付事務、団体への指導等について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 新規購入の営業用車両の減価償却費を5年間で均等に計上することは、掛川バスサービス株式会社に備え付けの固定資産台帳の減価償却費と一致していないため、毎年の固定資産台帳の減価償却額と一致するように積算根拠を明確にさせ、補助金算定の基礎となる経常経費の中で適正に処理するよう指導されたい。
- (2) 交付要綱上、補助額は「前年度における自主運行バス事業の経常欠損額に相当する額」とされ、掛川バスサービス株式会社により算出された額に基づいて補助申請されているのが現状であり、所管課のチェック体制強化と、客観的な算出規定の整備が必要であること。
- (3) 一般管理費の人件費（その他）の経費計上において、役員の退職慰労金の繰延処理があり、加算が見受けられたが、補助金交付要綱にある対象補助額の規定に合致するものではないこと。
- (4) 固定資産償却費の車両分の経費計上において、購入車両の減価償却費の前払いとしての加算が見受けられたが、支出根拠となる補助金交付規則及び補助要綱に合致するものではないこと。
- (5) 市立病院行きのバスについて、前の停留所の掛川駅前にて全員降車した場合、終点の市立病院まで行かずに運行を打ち切る運用をしているが、その場合も実質経費が発生しているとして、人件費相当分を営業外費用のその他費用で加算を行っており、これも補助金交付要綱にある対象補助額の規定に合致するものではないこと。
- (6) 一般管理費、その他の経費の交際費及び諸負担金の中に、香典代、協賛金、寄附金等、補助金の趣旨に合致しない不適切と思われる経費の支出がみられること。
- (7) 補助金算定に係る経費を厳正に精査し、国等の基準に準ずる他、補助対象経費、算出単価額等を交付要綱実施要領で規定するなど、客観的算定根拠の整備が必要であること。

以上を踏まえ、交付団体に対する指導・助言を含めた適切な是正措置を講ずるとともに、補助の趣旨に沿う適正な事務執行に努められたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 遠州横須賀倶楽部（設立：昭和62年9月18日）
- 3 監査の期日 平成25年9月26日
- 4 監査の範囲 平成24年度補助事業
ちっちゃな文化展事業補助金 2,500,000 円
- 5 監査の主な着眼点
 - (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
 - (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
 - (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
 - (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
 - (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

6 監査の結果

[交付団体：遠州横須賀倶楽部]

財政援助団体の会計事務処理を監査した結果、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 作家に対する交通費・宿泊費等について、会において明確な基準を定め、それにより積算した金額としたいこと。
- (2) 食糧費及び交通費等について、市費同様に支給している者の氏名を明確にされたいこと。
- (3) 作家に対する支給額の占める割合が高いので、出展の希望を取る等の方法を検討されたいこと。

以上を踏まえ、所管課との連絡を密にして、それぞれ手続に不備のないよう適正な事務執行に努められたい。

[所管課：商工観光課]

交付事務、団体への指導等については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 補助の対象及び補助率について、同要綱「第3の別表」で「当該事業に要する経費」及び「2,500千円を限度とする。」としているが、この「経費」において、具体的にどの経費に充てられるかが明言されておらず、補助対象経費を明確にする必要があること。
- (2) 要綱上問題はないものの、企画調整課が示した「補助金見直し基準」による対象外の弁当代等の飲食費にも充てられており、今後検討が必要であること。

以上を踏まえ、交付団体に対する監督・指導を徹底し、補助の趣旨に沿う適正な事務執

行に努められたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 掛川市農業振興会（設立：平成17年7月28日）
- 3 監査の期日 平成25年9月26日
- 4 監査の範囲 平成24年度補助事業
掛川市農業振興会補助金 2,799,200 円

5 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

6 監査の結果

[交付団体：掛川市農業振興会]

財政援助団体の会計事務処理を監査した結果、一部において次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 領収書が実際の支払先発行のものが添付されていない上、その使途が不明であるものがあったこと。
- (2) 出納簿が作成されていないケースがあり、整備する必要があること。
- (3) 飲食に関しては、市の食糧費執行基準に定める経費を限度とし、さらに飲食者名を明確にするとともに、一部本人から負担金を徴収したいこと。
- (4) 年度当初に各地区会・部会における予算を作成すべきであること。
- (5) 本部・3支部の予算書・決算書の様式・科目等を統一して、わかりやすくする必要があること。
- (6) ファーマーズフェスティバルのあり方について、真の農業振興になるようなあり方に変更すべきであること。
- (7) ファーマーズフェスティバルの経費を2年にわたり基金として積立てしているが、本来は会計年度を独立させるべきであり、今後その方法を改めるべきであること。

以上を踏まえ、早急な改善を行い所管課との連絡を密にして、それぞれ手続に不備のないよう適正な事務執行に努められたい。

[所管課：農林課]

補助事業の執行に関して、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 補助の対象について、要綱上「農業振興に要する経費」となっているが、具体的にど

の経費に充てられるかが明言されておらず、補助対象経費を明確にする必要があること。
(2) 農業振興会全23団体中5団体を抽出で調査したが、そのうち3団体で、要綱に定める補助率2分の1以上を交付する補助金交付超過があり、交付先から返還を求める必要があること。

以上を踏まえ、早急な改善を行い、交付団体に対する監督・指導を徹底し、補助の趣旨に沿う適正な事務執行に努められたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。